

改正後	現行
<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰・⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第13の17の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</u></p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>また、前年度の平均工賃月額を、以下の方法で算出すること。</p> <p>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</p> <p>ただし、<u>以下の場合は、工賃支払対象者の総数から</u></p>	<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰・⑱ (略) (新設)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p>また、前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。</p> <p>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</p> <p>ただし、<u>月の途中において、利用開始又は終了した</u></p>

改正後	現行
<p><u>除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外</u> ・ <u>月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外</u> ・ <u>月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外</u> ・ <u>複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外</u> ・ <u>人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外</u> <p>(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)</p>	<p><u>者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外する。</u></p> <p><u>また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用して</u> <u>いる者については、工賃支払い対象者の総数から除外する。</u></p> <p>(例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。)</p>

改正後	現 行
<p>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。 <u>ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃</u> ・ <u>月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃</u> ・ <u>複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃</u> ・ <u>人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃</u> <p>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。 ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とする</p>	<p>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。 <u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃総額から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス(当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。)を利用している者に支払った工賃は、工賃総額から除外する。</u></p> <p>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。 ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とする</p>

改正後	現行
<p>ことができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <p><u>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合</u> ・ <u>激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合</u> <p>(二) (略)</p> <p>③～⑯ (略)</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算について</p>	<p>ことができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <p>(二) (略)</p> <p>③～⑯ (略)</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算について</p>

改正後	現行
<p>は、3の(3)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑱・⑲ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いにつ いて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置 体制加算については、3の(3)の⑪のイに掲げる職場適応援助 者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、 就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次 のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又 は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生 活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合</p>	<p>は、3の(3)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑱・⑲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いにつ いて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置 体制加算については、3の(3)の⑫のイに掲げる職場適応援助 者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、 就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次 のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又 は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生 活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合</p>